

令和4年度第1回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会

日時：9月29日（木）午前10時00分

場所：庁舎4階 401会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

（1）射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について 【資料1】

3 協議事項

（1）射水市地域支え合いネットワーク事業における新規取組について 【資料2】

4 閉 会

射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会委員名簿

	団体名	役職	委員名
高齢者福祉に関し 識見を有する者	射水市社会福祉協議会	会長	門田 晋
	射水市老人クラブ連合会	会長	串田 伸男
	富山福祉短期大学	社会福祉学科長・教授	宮嶋 潔
地域における連携 及び支援体制の関 係者	射水市地域振興会連合会	常任理事	金田 龍弘
	射水市民生委員児童委員協議会	会長	中川 由紀子
	公益社団法人射水市シルバー人材センター	事務局長	島田 治樹
	射水市ボランティア連絡協議会	会長	山崎 京子
介護サービス提供 事業者	社会福祉法人 小杉福祉会	理事長	倉敷 博一
	社会福祉法人 射水万葉会	よろこび事業部 総合副センター長	室江 紀美代
民間企業関係者	射水商工会議所	総務課長	向田 真理
	射水市商工会	事務局長	篠田 千春
地域包括支援セン ターの代表者	大門・大島地域包括支援センター	所長	田中 寿和

任期: 令和5年9月30日まで

協議会 会長	宮嶋 潔
協議会 副会長	門田 晋

射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について

1 概要

高齢者等が社会参加し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の支え合い体制の整備、住民主体の多様な地域活動の創出等を目指して地域振興会単位で事業を実施

2 実施地域（26/27地域）

令和4年8月末現在

	申請年月	地域	担当包括	地域課題会議実施状況	
H 28 年度 (モデル事業)	1	H28.10月	庄西	新湊西	実施済(2回)
	2	H28.10月	七美	新湊東	実施済(2回)
	3	H28.10月	三ヶ	小杉・下	実施済(2回)
	4	H28.10月	南太閤山	小杉南	実施済(1回)
	5	H28.10月	大島	大門・大島	未実施
	6	H29.2月	下	小杉・下	実施済(2回)
H 29 年度	7	H29.4月	浅井	大門・大島	実施済(4回)
	8	H29.6月	戸破	小杉・下	実施済(2回)
	9	H29.12月	金山	小杉南	実施済(1回)
	10	H30.2月	堀岡	新湊東	実施済(2回)
H 30 年度	11	H30.4月	作道	新湊西	実施済(2回)
	12	H30.6月	中太閤山	小杉南	実施済(3回)
	13	H30.9月	放生津	新湊東	実施済(1回)
	14	H30.10月	塚原	新湊西	実施済(2回)
	15	H30.12月	新湊	新湊西	実施済(1回)
R 元 年度	16	R1.9月	水戸田	大門・大島	実施済(1回)
	17	R1.11月	黒河	小杉南	実施済(1回)
	18	R2.1月	大門	大門・大島	実施済(1回)
	19	R2.2月	池多	小杉南	実施済(2回)
	20	R2.3月	片口	新湊東	予定(R4.9.29)
R 2 年度	21	R2.7月	本江	新湊東	実施済(1回)
	22	R2.9月	海老江	新湊東	実施済(1回)
	23	R2.9月	大江	小杉・下	実施済(1回)
	24	R3.2月	二口	大門・大島	実施済(2回) 予定(R4.9.30)
	25	R3.3月	太閤山	小杉南	予定(R4.9.22)
	26	R3.3月	橋下条	小杉南	実施済(1回)
未実施		櫛田	大門・大島	—	

[参考] 地域包括支援センター圏域

新湊西 : 庄西、塚原、作道、新湊

新湊東 : 放生津、片口、堀岡、海老江、七美、本江

小杉・下 : 三ヶ、戸破、大江、下

小杉南 : 橋下条、金山、黒河、池多、太閤山、中太閤山、南太閤山

大門・大島 : 浅井、櫛田、水戸田、二口、大門、大島

令和4年度射水市地域支え合いネットワーク事業における新規取組について

1 事業の周知について

(1) ささえあい かわら版の発行

事業認知度の更なる向上のため、従来の広報媒体を冊子形式の「活動事例集」から、新聞形式の「ささえあい かわら版」へ変更した。掲載内容の刷新や配布先の見直しにより、様々な世代の方々に周知を図った。毎月2つの地域を抽出して発行し、事業の流れや取組みを地域の第3層生活支援コーディネーターを中心に編集している。発行地域は、全戸配布している。

(2) 広報いみず9月号への巻頭特集記事の掲載

広報いみず9月号の巻頭特集ページ(P2, P3)に、「いみず地域共生プラン」と共同で射水市地域支え合いネットワーク事業の概要や各地域での取組み等を掲載した。

(3) 射水市公式ホームページへの掲載及び射水市公式LINEの活用

射水市公式ホームページに「ささえあい かわら版」の特集ページを作成した。また、毎月「ささえあい かわら版」を発行した際には、射水市公式LINEアカウントで周知をしている。

(4) 事業啓発用動画の作成

事業を周知する新たな手段として事業啓発用動画の作成を検討している。作成した動画は、市庁舎エントランスでの放映、射水市公式ホームページへの掲載、各研修会・講演会時での放映等で活用することを想定している。

※「ささえあい かわら版」は、多くの方々が事業に興味を持ち、参加してもらえよう、随時、内容の見直しを図っていきたいと考えております。感想をお聞かせください。

2 射水市高齢者向けスマートフォン体験教室について

(1) 概要

情報発信のデジタル化やインターネットを活用したコミュニケーションツールの普及等、社会の様々な場面でスマートフォンの活用が進む中、大手電気通信事業者の協力のもと「スマートフォン体験教室」を開催することで、高齢者にスマートフォンの操作を体験してもらい、苦手意識を解消し、コロナ禍における円滑なコミュニケーションの促進、インターネットを活用した行政情報の取得及び健康づくり等へのスマートフォンの活用を促すことを目的として、令和2年度から実施している。令和4年度からは、スマホ決済に特化した教室「スマホ決済編」を開催している。

(2) 実績

年度	実施日	地区	参加者数	事業者
2年度	令和3年2月25日	金山	8名	ドコモ
	令和3年2月27日	放生津	9名	ドコモ
	令和3年3月11日	池多	7名	ドコモ
	計	3回	24名	
3年度	令和3年4月28日	放生津	9名	ソフトバンク
	令和3年10月27日	小林	18名	ソフトバンク
	令和3年10月28日	赤井	18名	ソフトバンク
	令和3年11月8日	八塚	14名	ソフトバンク
	令和3年11月9日	小島	14名	ソフトバンク
	令和3年12月8日	三ヶ	12名	ソフトバンク
	計	6回	85名	
合計		9回	109名	

※令和4年度は、8月末時点で14回開催、155名参加、以降13回開催予定

※高齢者のデジタルデバイド解消は、デジタル化が進展している現代社会において重要な課題です。今後の方策について、ご意見をお聞かせください。

3 e スポーツの介護予防への活用について

(1) 富山県立大学との協働による e スポーツ体験会の開催

令和4年6月17日及び27日に富山県立大学の鳥山研究室と作道地域の第3層生活支援コーディネーターとの協働により、作道地域の高齢者が e スポーツ「窓ふきの達人」を体験する体験会を開催した。

e スポーツ「窓ふきの達人」は、富山県立大学の鳥山研究室が独自開発した高齢者向けのゲームである。本体験会を通して、参加者は、楽しんで無理なく体を動かすことや学生との異世代間交流をすることができ、身体活動、社会参加の面からのフレイル予防の効果が期待できる。

(2) 「みんなで学ぼう！地域支え合い講演会」の開催

令和4年10月27日及び28日に開催を予定している講演会において、講師に富山県 e スポーツ連合会長の堺谷 陽平氏を招き、e スポーツと介護予防に関する講演会の開催を予定している。

講演後、e スポーツを体験するブースを用意し、実際に参加者が体験することで、今後の地域活動の参考としてもらう。

講演を通して、e スポーツが地域の高齢者と子どもたちをつなぐ世代交流の一つのツールとして、地域で活用されることを期待する。

<参考> 県内事例

(ア) 富山県「e スポーツ×高齢者」普及促進事業

e スポーツ×高齢者普及月間や、年間30回の高齢者向け体験会イベント、三世代交流を目的としたイベントなどを開催している。

(イ) 高岡市 老人クラブ連合会による定期体験会

Takaoka ePark を会場に、年間約20回の e スポーツ体験会を開催している。公民館へ出向いての出張開催も実施している。

※e スポーツのように多世代交流を促す取組みは、今後ますます重要性が高まっています。貴団体で多世代交流に関わっていただけるような取組み等、ご意見をお聞かせください。

4 地域住民による移動支援に関する情報提供について

移動支援に関する情報を次のとおりまとめ、地域へ情報提供を行った。

(1) 射水市内での実例

(ア) 自家用車による移動支援

○七美地域 ボランティアが自家用車により、利用登録者の自宅から集いの場までの送迎を実施（利用料往復 100 円）

○池多地域 地域振興会で購入した軽自動車（青パト機能有り）により、ボランティアが利用希望者の自宅からサロンまでの送迎を実施

○金山地域 第 3 層生活支援コーディネーターとボランティアが自家用車により、利用希望者の自宅から集いの場までの送迎を実施

※各地域ともに、移動支援サービスに特化した自動車保険に加入済み

(イ) 交通機関と連携した仕組みづくりによる移動支援（射水市生活安全課担当）

○黒河地域 「黒河地域振興会あいのりタクシー事業」

登録受付：黒河コミュニティセンター

予約受付：(有) 小杉タクシー（運行業者）

運行移動場所

①パスコ 片道 300 円 ②小杉駅 片道 500 円

③真生会富山病院 片道 500 円 ④上記 3 か所より自宅へ

(2) 移動支援サービスに特化した自動車保険（令和 4 年 3 月現在）

○市社会福祉協議会・・・送迎サービス補償（傷害保険）

○損害保険ジャパン（株）・・・地域の移動を支える保険

○東京海上日動火災保険（株）・・・移動サービス専用自動車保険

(3) 利用料を徴収する場合の注意点

「道路運送法」 経緯抜粋

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条

自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。

平成 18 年 道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）

が成立し、ボランティア団体等が行う「自家用有償旅客運送」について、新たに登録制とされた。

平成 30 年 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様について（平成 30 年国自旅第 338 号）が発出された。

「道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様について」抜粋して要約

○送迎する者から支払いを求めたり、事前に支払いが合議されていたりする場合で無く、利用者から、あくまでも自発的に「好意に対する任意の謝礼」として金銭等が支払われた場合

○利用者から、金銭的な価値の換算が困難な物（例えば野菜）や流通性の乏しい財物（例えば一部の地域通貨）などにより支払いがされた場合

○利用者の送迎をしたことが要因で発生した費用で、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金）を利用者が支払う場合
※利用者が複数人であっても、負担総額がガソリン代、道路通行料及び駐車場料金の範囲内である場合に限り、許可又は登録を要しない。

※射水市地域支え合いネットワーク事業における地域住民による移動支援も含め、買い物や通院等の支援が必要な方への支援方法について、ご意見をお聞かせください。

